

令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ
被災者生活再建支援金のご案内

1. 対象となる世帯

令和6年能登半島地震により、住家の被害を受けられた世帯（世帯主）

2. 支援金支給額

区 分 【損害割合】	基礎支援金(A)	加算支援金 (B)		合計 (A+B)
	住宅の被害程度	住宅の再建方法		
① 全壊【50%以上】	1 0 0万円	建設・購入	2 0 0万円	3 0 0万円
② 解体		補修	1 0 0万円	2 0 0万円
③ 長期避難		賃借	5 0万円	1 5 0万円
④ 大規模半壊 【40%台】	5 0万円	建設・購入	2 0 0万円	2 5 0万円
		補修	1 0 0万円	1 5 0万円
		賃借	5 0万円	1 0 0万円
⑤ 中規模半壊 【30%台】	—	建設・購入	1 0 0万円	1 0 0万円
		補修	5 0万円	5 0万円
⑥ 半壊【20%台】	—	賃借	2 5万円	2 5万円
⑦ 準半壊 【10%台】		建設・購入	5 0万円	5 0万円
		補修	2 5万円	2 5万円
		賃借	1 5万円	1 5万円

※世帯の構成員が1人の場合は、表に記載されている金額×3/4が支給額となります。

3. 申請方法

申請期間	基礎支援金	令和8年1月31日まで	基礎支援金の期間延長となりました
	加算支援金	令和9年1月31日まで	

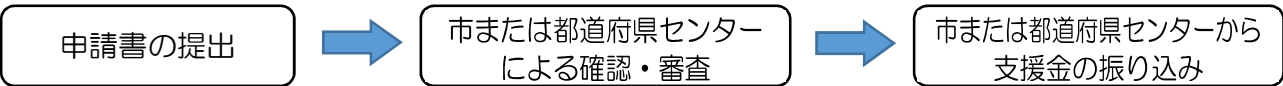
申請に必要なもの		① 被災者生活再建支援金支給申請書（必須） ② 下記の表に記載の書類（住宅の被害や再建方法等により異なります）						
		全壊	解体 ※1		大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊
			半壊	敷地被害				
基礎支援金	罹災証明書	○	○	○	○	○	不要	不要
	住民票の写し	○	○	○	○	○	不要	不要
	預金通帳の写し	○※3	○※3	○※3	○※3	○※3	○	○
	解体証明書または 滅失登記簿謄本	—	○	○	—	加算支援金申請時に 必要です		
	敷地被害証明書類	—	—	○	—			
加算支援金	契約書等の写し※2	○	○	○	○	○	○	○

※1「解体」での支援金を申請される場合は、事前に下記【お問い合わせ先】までご連絡ください。

※2「契約書等」は住宅の再建方法に応じた工事請負契約書、不動産売買契約書、建物賃貸借契約書等が必要となります。

※3公金受取口座登録済みの場合、申請書にマイナンバーを記載することで省略可能です。ただし、令和6年中は試行期間のため、添付のご協力をお願いします。

4. 申請書提出後の流れについて



【お問い合わせ先・提出先】

富山市福祉保健部 福祉政策課 地域福祉係
〒930-8510 富山市新桜町7番38号
電話 076-443-2164
ホームページはこちらからアクセス



裏面にQ & Aを掲載していますのでご覧ください

「被災者生活再建支援金」Q&A

Q1 今回の支援制度について教えてください。

A1 令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災者を支援するため、支援金の支給を行うものです。

※支援金の申請に関する審査や支援金の支給については、申請区分に応じて、国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）または富山市が事務を行います

Q2 「基礎支援金」と「加算支援金」とはなんですか。

A2 「基礎支援金」は住宅の被害程度（罹災証明書に記載）に応じて、「加算支援金」は住宅の再建方法に応じて支給される支援金です。

なお、それぞれの支援金は同時または個別に申請することができます。

（例：全壊の被害を受け、新たに住宅を購入する場合）

新たな住宅の購入契約が成立する前に基礎支援金 100 万円の申請を先に行い、後日、住宅の購入契約が成立した後に加算支援金 200 万円の申請を行うことができます。ただし、世帯構成員が1人の場合は、金額は3/4となります。

※中規模半壊・半壊・準半壊世帯は加算支援金のみ対象となります。

Q3 対象となる「世帯」とは何を指しますか。

A3 災害が発生した令和6年1月1日時点で、被害を受けた住宅に居住していた世帯が支援金支給の対象世帯です。居住の実態については、原則として住民票登録の有無による判断を行います。

被害を受けた住宅に生計を別に行っている世帯が居住している場合（世帯分離等は、それぞれの世帯が支援対象となります）。

支援金の申請は、原則対象となる世帯の生計を維持している方（世帯主）からとなります。

Q4 対象となる「解体」とはどのような場合ですか。

A4 住宅に「半壊」以上の被害、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと非常に危険な場合や補修に高額な費用が生じるなど、今回の災害によりやむを得ない理由で住宅を解体した場合が該当します。

（例：住宅に「半壊」の被害を受け、外壁や基礎の破損により倒壊の危険性があるため補修費用の見積りを取得したが、住宅を建て直す費用と同等の金額が必要となる場合等）

※解体の程度は、基本的に更地の状態となる必要があります。建物の一部分が残っている等の状態は、支援金の対象外となります。

Q5 申請書はどこで入手できますか。

A5 市ホームページ（表面のQRコード）からダウンロードすることができます。また、福祉政策課にてご用意しております。

最新情報については、ホームページを随時更新する予定としておりますので、ご確認ください。